

国民健康保険システム標準化 第2回合同ワーキングチーム
議事概要

【日時】 令和5年12月25日（月） 13:30～15:00

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

若月 雅徳 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主事

丸 圭介 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 係長

今井 健貴 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主事

寺島 勇次 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主任主事

佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事

市川 雄太 船橋市企画財政部行政経営課 主任主事

安田 信一郎 中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事

夜久 平 中野区区民部保険医療課 主事

大盛 由香 都城市健康部保険年金課 副主幹

坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主事

三浦 裕和 株式会社RKKCS 保険福祉システム部 部長

安藤 弘規 株式会社TKC 国民健康保険システム技術部 主任チーフ（代理出席）

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
福祉国保情報サービス部 次長

石井 良介 行政システム九州株式会社 ソリューションサポート部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル
（欠席）

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部 シニアディレクター

（オブザーバー）

外圍 暖 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

千葉 大右	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
谷口 潤	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
小山内 崇矩	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
柴田 和美	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
杉山 勝治	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 出席状況報告等
3. 座長挨拶
4. 合同ワーキングチーム説明
5. 事務局からの連絡事項
6. 質疑応答
7. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 【資料 No. 1】 第 2 回合同ワーキングチーム
- ・ 【資料 No. 1 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No. 2】 事務局からの連絡事項
- ・ 【別添①】 ご意見一覧
- ・ 【別添②】 国民健康保険システム標準仕様書【第 1.2 版】(案)

【ご意見概要】

＜資料 No. 1 p. 15 特定健診等について＞

- 確認が2点、課題の下から2行目に『いずれかの標準仕様書に規定されるまでの間』とあるが、標準仕様書(本紙)の本文(p. 33)だと『いずれかの標準準拠システムに実装されるまでの間』とあり、記載が本紙と資料 No. 1 で違う。資料上、この記載でよいという認識か、以前のバージョンのままなのかどちらか。

また、後続の『現行の国保システム等に特定健診等に係る機能を実装している場合に限り』とあるが、本紙の条件では『現行の国民健康保険システムで既に業務を実現するための要件が実装されている場合』とある。本紙だと『等』がないが『等』とは何を想定しているのか。

→ 標準仕様書の本紙で記載している内容について、この意図から変更する予定はないため、記載としては本紙の内容が正しい。齟齬が生じるようなら改めて確認し、必要に応じ資料を修正する。

→ 前者についてはそれをお願いしたい。後者の国保システム等の『等』が本紙にはないが、本紙を正とする場合、国保システムだけに規定されていれば使えると理解できるが、それでよいか。

→ 趣旨としては、特定健診等の機能を国保システムに実装している市町村、あるいは全く別個のものとして実装している市町村など様々あり、包含して対応してもらえよう『等』を用いている。その内容に本紙が即しているか再確認し、今の趣旨に沿った記載となるよう対応を進めていく。

→ 承知した。本紙でも、『国保システム以外のシステムで特定健診等業務を行っている市区町村に対しては、当該システムの継続利用を妨げるものではない』とあり、ここで国保システムだけに限定すると齟齬が生じると考える。今の説明のとおり、本紙の条件に『等』を付す方が意図として正しいと認識した。

→ 国保システム以外のシステムという表現、『等』は記載していないがこの文面で市町村に示しているため、見直しが必要か再確認し対応する。

→ 資料 No. 1 に書いている文章は、本紙(p. 33)の※印の下『○条件：』から引用していると思うが、資料 No. 1 の記載に『等』があったり抜けたりしているため違和感がある。

→ 承知した。

→ 資料 No. 1 の p. 15 の表現は、そのままのコピーではないため若干の不整合はあるが、事務局の説明内容としては理解してもらえたか。

→ 事務局の趣旨は私も理解した。懸念しているのは、本紙とパワポ資料で公開されたときにどっちが正なのか、市町村に混乱を生む可能性もあるため、整合性を取ってもらいたい。

<資料 No. 1 p. 18 給付管理機能について>

- 資料 No. 1 の p. 18 について、検討した趣旨や背景を聞きたい。『事務局における対応』の中の枠書き内の『市区町村の「給付管理」システムを導入する必要がある場合がある』について、標準化法の趣旨からすると、事務や手続きを標準化していく流れの中で、標準準拠したシステムを導入することが求められている。他の事務においても、そのようなシステムを導入する必要がある場合、主に小規模自治体のどのようなデメリットを想定し議論に至ったのか。

→ システムに係る事務の標準化により、大きく二つの効果があると考えている。

一つ目は、共通した機能を各システムが実装することにより、業務内で事務の標準化が達成されること。二つ目は、国全体での行政に係るシステムコストを削減できること。

今回の提案は、後者のコスト削減の観点によるものである。

今の標準仕様書では、市区町村の国保システムのうち、給付管理機能を利用するパターンしか規定していない。国保システムの給付管理機能を利用しない場合、給付管理機能を利用しないにも関わらず、その実装必須機能を実装しなければならず、使わない機能の実装にコストがかかってしまう可能性がある。

また、給付機能を想定していないシステムがあった場合、システムの開発ベンダにおいて、標準化期限である令和7年度末までに給付機能の開発が必要となる。

コストとスケジュールの観点から、全く給付管理機能を利用しないパターンの提示も必要ではないかということで、国保課とも話しをした上で自治体の実状に合った本紙の規定を目指している。

業務の標準化を図る趣旨からは多少外れるかもしれないが、標準化法におけるシステム費用の低減という観点から、この規定を設けている。

→ コスト面で大きな影響があることも踏まえた対応と聞き、その対応については納得した。ただ『導入する必要がある場合がある』という記載が、コスト面での不具合や大きな影響を包含した記載になっているのだと理解した。

→ 本紙の記載ぶりをもう一度事務局の宿題とさせてもらう。趣旨を変えるつもりはないが、書き方に齟齬が生まれないような工夫をしたい。

→ 標準化の考え方の中で、標準仕様書の中には実装を必須という整理、標準オプションという整理、という二つのパターンが大きな考え方とされている。給付の管理について言うと、別のアイデアも導入するとも読め、厚生労働省・デジタル庁の記載ぶり、あるいは読み手である自治体の方に誤解や混乱が生じないように、工夫してもらえるとよいのではないか。

→ 1月末に向けては、検討会があと一度となるため、調整させていただく。

→ 厚生労働省も間に入り調整ということで、基本的に国保課中心に調整することになると思う。
中央会も含めやり取りした内容は、今回の標準化や事務の法律の取り扱いにおいて本質的な議論だった。今までの歴史的な経過と今後のあり方を踏まえ調整に入りたい。

→ この規定が例外的な規定に見えてしまい、これだけが出た場合、混乱する人も出るかもしれない。給付におけるこの対応の方向性は、国保総合システムがそもそも全自治体に導入されていることが前提となっていると想像され、給付システムに限り例外的な対応をすることがしっかり伝わる記載にしてもらいたい。

記載がないと資格や収滞納についても、このような対応が可能なのではという疑義がさらに生じてしまうので、そのあたりの整理をお願いする。

<マイナンバーカードについて>

- デジタル庁への質問。マイナンバーカードの発行が開始し8年目になり、10年目でカードが再発行となる。そこに合わせマイナンバーカードの次期規格について検討が進み、報道されているところではマイナンバーカードの性別欄を外すというように聞いているが、特に医療機関では、性別は大事な判断の材料になるのかもしれない。何か方向性や議論したことはあるか。

→ 次期マイナンバーカードの規格については、検討会にて検討を行っているところ。券面の記載事項は、中間報告で示したように検討中である。一方で、健康保険証としての取り扱いについても先般方針が定められたため、この辺を踏まえ今後適切に取り扱いを検討していく。

本日参加の標準化担当には次期マイナンバーカードの関係者がおらず、報道ベースの話になるが、現在当庁で検討中というのは間違いのないため、内部でも連携していきたい。

→ マイナンバーカードの券面の記載事項のうち、性別という特にデリケートな項目の表示が必須なのかについては、様々な議論がされた上で進んでいると承知している。健康保険証としての利用での過不足の観点も含め議論していると思うため、その辺りがきちんと入っていれば、議論の結果については特に異論はない。

<別添①について>

- 全体の今後の進め方について確認したい。

J12セルでのAI-OCRを活用し業務を効率化したいという意見に対し、N12セルで今回の意見は、

【第1.1版】から大幅な変更が生じていない機能に対するものであり、単に他の市町村から同様の意見をもらっていないことから反映を見送っているとある。こういった回答がいくつかあり、ここについて議論や変更をすると、仕様書に対して大きな変更になってしまうため、今回は見送るという趣旨だと認識している。

例えば AI-OCR の活用等により、今後全国で業務改善を図っていく必要があるものについて、市町村の事務や制度全般に影響してくるものは、再度議論の俎上に上がってくるのか。

→ 標準仕様書【第 1.1 版】を令和 5 年 3 月末に公開し、各ベンダに令和 7 年度の標準化期限までに実装してもらうことを優先しており、大幅な変更となる要望は、一旦対応を見送らせてもらう。ただし、AI-OCR や事務処理全般の改善に繋がるような要件は、国保のみならず他の業務も含め、今後検討されると考える。動向については、デジタル庁をはじめ、他の事務局や関係省庁との状況を踏まえながら、俎上に上げるタイミング等を検討する。

→ 中には一自治体でも的を射ている意見もあるので、そういった意見をなるべく見落とさないように見ていきたい。事務局としても意見を拾ってもらい、必要なものは標準仕様書【第 2.0 版】と
いうか、次回の大規模改修に向けて精度を良くしていくため、議論を進めていければと考えている。

以上